

議案第79号

**刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例の制定について**

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和6年11月27日提出

東近江市長 小 椋 正 清

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(東近江市情報公開条例の一部改正)

第1条 東近江市情報公開条例（平成17年東近江市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第41条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(東近江市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 東近江市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年東近江市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(東近江市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第3条 東近江市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年東近江市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

(東近江市職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 東近江市職員の給与に関する条例（平成17年東近江市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第3号及び第4号並びに第17条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(東近江市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第5条 東近江市職員の退職手当に関する条例（平成17年東近江市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(東近江市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第6条 東近江市職員等の旅費に関する条例（平成17年東近江市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(東近江市八日市公設地方卸売市場条例の一部改正)

第7条 東近江市八日市公設地方卸売市場条例（平成17年東近江市条例第194号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項第7号イ、第18条第3項第2号及び第23条第3項第2号中「禁錮」

を「拘禁刑」に改める。

(東近江市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第8条 東近江市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年東近江市条例第236号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(東近江市生活環境保全及び公害防止に関する条例の一部改正)

第9条 東近江市生活環境保全及び公害防止に関する条例（平成19年東近江市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第62条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第63条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

第64条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(東近江市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第10条 東近江市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東近江市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第17条並びに附則第3条第5項及び第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第11条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

第12条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処された者は刑期を同じく

する旧刑法第16条に規定する拘留に処された者とみなす。

(東近江市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の東近江市職員の給与に関する条例第17条の3第1項第1号及び東近江市職員の給与に関する条例第17条の3第3項第3号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(東近江市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第5条の規定による改正後の東近江市職員の退職手当に関する条例第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条第1項第1号並びに第17条第4項並びに東近江市職員の退職手当に関する条例第13条第1項第2号並びに第5項第1号及び第3号並びに第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

提案理由

刑法等の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。